

岩手県告示第937号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第586号）で公示した公共測量を終了した旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成27年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市腹帯地内から川井地内まで及び川井地内から箱石地内まで
- 2 実施した期間 平成24年7月4日から平成25年3月8日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量・水準測量及び路線測量）